

美浜町建築物耐震改修促進計画 ～概要版～

計画の背景と目的

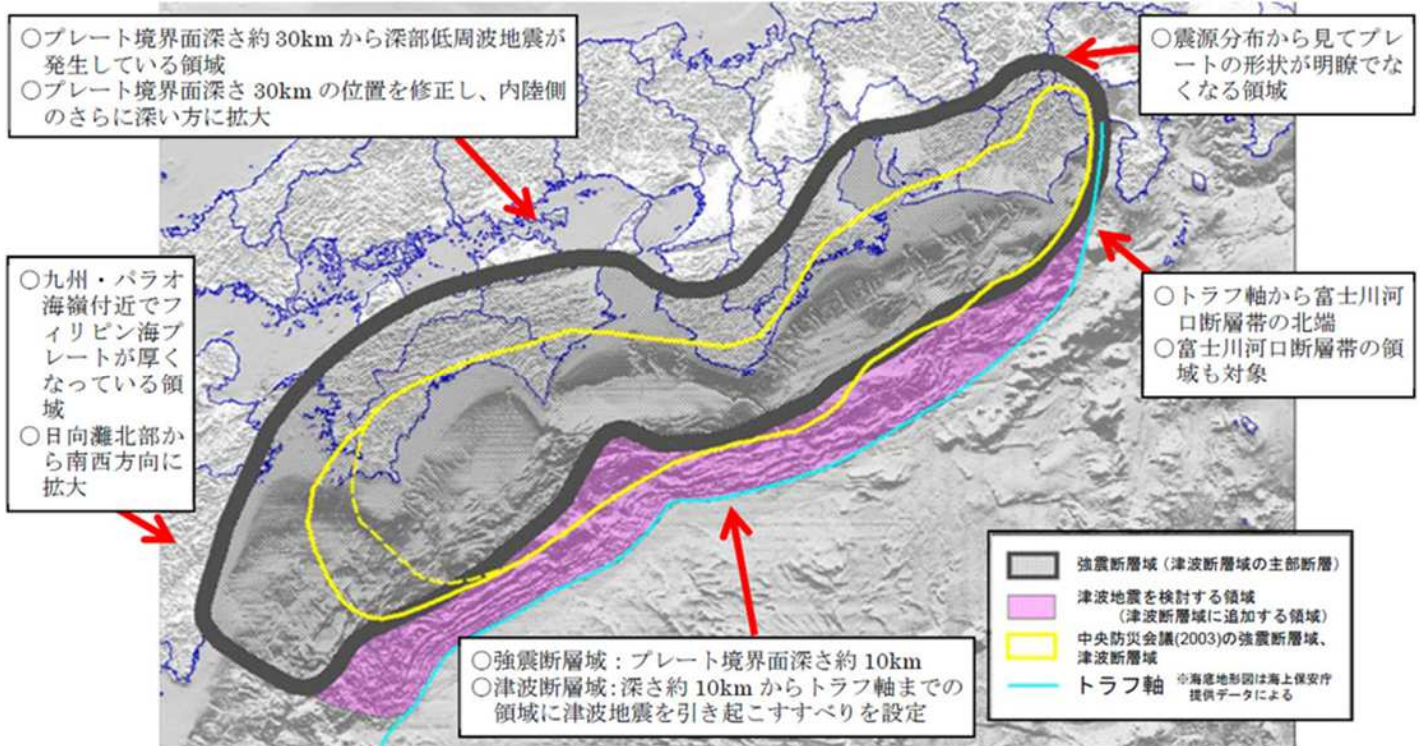
東北地方太平洋沖地震（平成23年3月発生）、熊本地震（平成28年4月）、大阪府北部地震（平成30年6月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）と近年、大規模地震が頻発しており、我が国において大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

愛知県でも「東海・東南海・南海3連動地震」に加え、東北地方太平洋沖地震を超える国難ともいえる巨大災害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の切迫性が指摘されているところです。

今後の地震による建築物の倒壊等の更なる被害を未然に防止し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、新たな目標や施策を設定し、建築物の耐震化のより一層の促進を図ることを目的として、耐震改修促進法に基づき、「美浜町建築物耐震改修促進計画改定版(以下「改定計画」という。)」を策定します。

◆地震頻発の状況と発生が懸念される地震

【南海トラフ巨大地震の想定地震像】



出典：南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）平成25年5月中央防災会議 他

平成20年3月「美浜町建築物耐震促進計画」策定後、これに基づく施策の推進により町内の住宅・建築物の耐震化は進展しています。本町では、「耐震改修促進法」の改正や愛知県の動向と併せて耐震化の進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行っています。（平成27年3月に改定された計画を以下、当初計画という。）本改定計画のポイントは、以下の通りです。

[改定のポイント]

- ①計画期間や耐震化数値目標を更新（下表参照）
- ②防災に加え、減災の視点も重視
- ③法改正に基づく新たな取り組みを追加
- ④当初計画の検証に基づき今後の取り組みを精査

項目	当初計画（平成27年3月改定）	改定計画（令和3年3月改定）
計画期間	令和2年度 ※県計画と整合	令和7年度
住宅の耐震化の目標	住宅数全体の95% ※県計画と整合	住宅数全体の95%

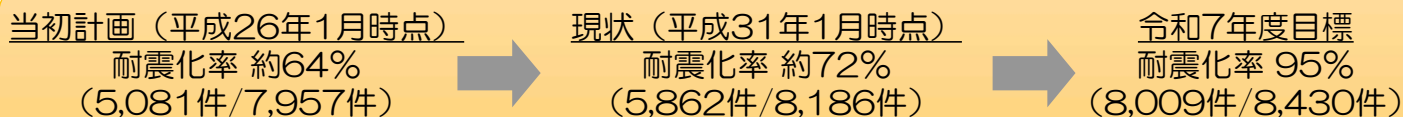
耐震化の現状と今後の目標

対象となる住宅・建築物は、すべての建築物とします。

住宅・建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。この基準によって建築された（以下「新耐震」という。）住宅・建築物は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

◆住宅の耐震化の現状と目標

住宅については、令和7年度までの耐震化率の**目標を95%**とします。



◆建築物の目標

要安全確認計画記載建築物に指定され、耐震診断を行った建築物について耐震性が無いと判断された建築物の耐震化を促進していきます。

建築物の更なる耐震化への取り組み

◆要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断が義務付けられる建築物）

要緊急安全確認大規模建築物とは、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物で、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム等の地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物及び一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場の用途に供する建築物で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものです。建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法にて定められており、これらの建築物に対して耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行うものとなっています。

本町で対象となる建築物は、**全て耐震性が確認されています。**

◆要安全確認計画記載建築物（耐震診断が義務付けられる建築物）

【防災上重要な建築物】

防災上重要な建築物とは、要緊急安全確認大規模建築物を除く次の建築物のことです。

ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難所

イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院

本町の建築物は、**ア.0件 イ.1件が該当します。**

【通行障害既存耐震不適格建築物】

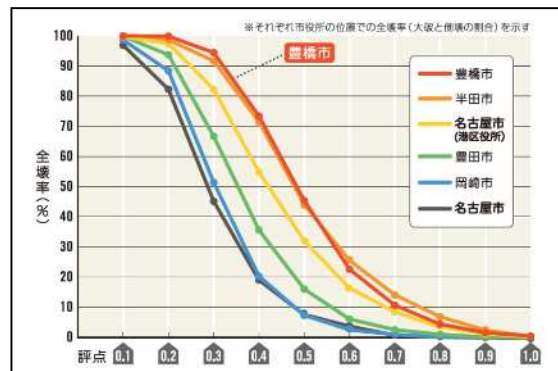
通行障害既存耐震不適格建築物とは、地震発生時において、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路（県が指定する路線）または市町村耐震改修促進計画に記載された道路（市町村が指定する路線）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものです。本町には**該当する建築物はありません。**

身近な安全対策

◆全壊の防止

耐震改修が進まない原因の一つとして、費用や工期の面で一度に耐震診断の判定値を1.0以上にする耐震改修が困難なことが挙げられます。また、耐震診断の判定値が低いものほど、耐震改修されない傾向もみられます。一方で、既往の研究により、判定値0.7以上に耐震改修すれば、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることが分かってきています。

このため、本町では、これまでのような判定値1.0以上にする耐震改修だけでなく、1段階目に0.7以上、2段階目に1.0以上にするような**段階的耐震改修の補助制度を創設**しました。



資料：「県計画」

◆建て替えの促進

住宅の状態によっては、耐震改修にかかる費用が建替えにかかる費用とほとんど変わらず、耐震改修を躊躇する声があります。このため、本町では、耐震診断による判定値が著しく低い住宅等については、新たに耐震基準を満たす住宅への建て替えを促進します。

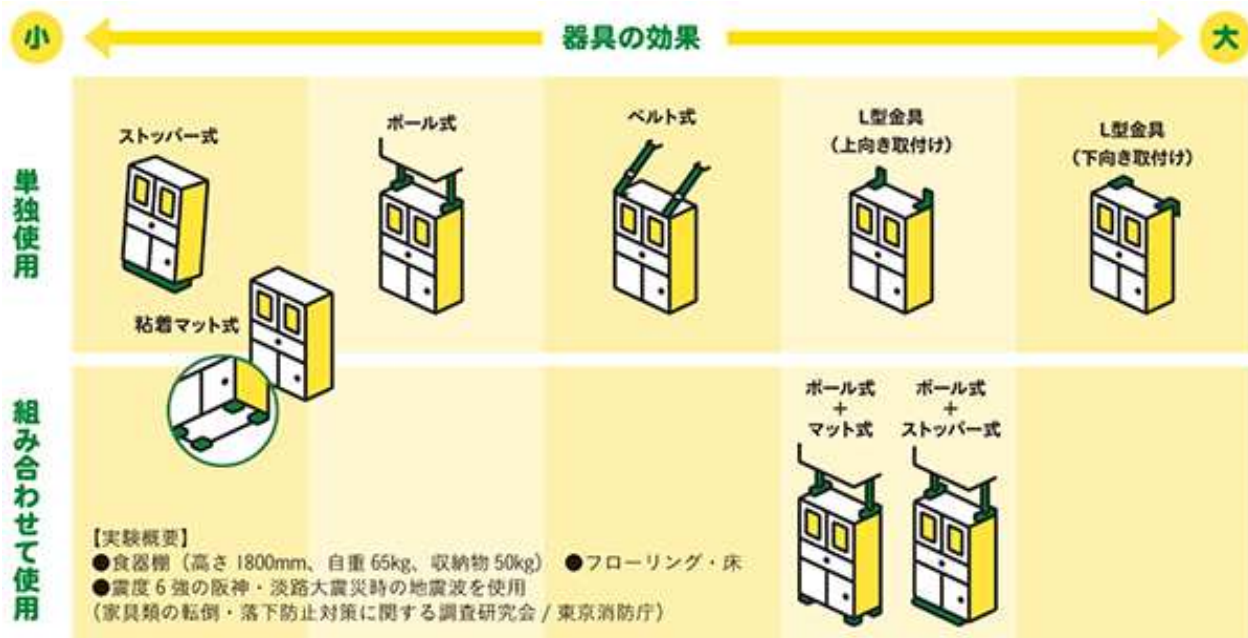
◆耐震シェルター等の設置

地震対策は、住宅・建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用などの面でそれが難しい場合もあります。このため、本町では、安価な工法による寝室等の個室補強の手段（耐震シェルターの設置）について、**補助制度を創設**しました。

◆家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、強い横揺れを伴う大規模地震が発生した際には、室内の家具の転倒により甚大な人的被害が発生する危険性があります。美浜町役場防災課内に設置された家具固定に関する相談窓口では、自主防災会等を対象とした講習会等の紹介や家具固定器具の取付け支援制度の紹介、その他家具固定に関する制度があります。

【家具転倒防止器具の効果】



出典：内閣府HP

◆ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたします。そのため本町では、ブロック塀の危険性について、ハザードマップ等を通じ町民に周知を図っています。

本町では、住宅や事業所等が美浜町地域防災計画に掲げる避難所や避難地等へ至る経路に接する既存ブロック塀等を全て撤去する工事に対して、補助金交付を行っています。

補助制度

本町では、耐震化と減災化を促進するために様々な補助を設けています。

【身近な安全対策の補助制度】

	対象	補助等内容
家具の転倒防止	以下のいずれかの高齢者等の世帯 <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上のみの世帯 身体障害者手帳の交付を受けた方の世帯 療育手帳の交付を受けた方の世帯 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 一律1,000円で家具5台まで ※標準以外の金具等を利用する場合は、追加費用が必要。
	上記以外の一般世帯 ※グループホーム等の施設入居者は一律こちら	<ul style="list-style-type: none"> 一律5,000円で家具3台まで
ブロック塀等撤去	道路に接する既存のブロック塀等を全て撤去することとし、以下のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ひび割れ、傾き、老朽化が生じるなどの危険な状態であると町長が認めるもの ブロック塀等の除去による道路後退が行われるもの 	ブロック塀等の撤去に要した費用または撤去したブロック塀等の延長に1m当たり10千円を乗じて得た額の1/2 限度額：100千円 ※1,000円以下の端数は切り捨て

【現在の木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度（令和3年3月現在）の概要】

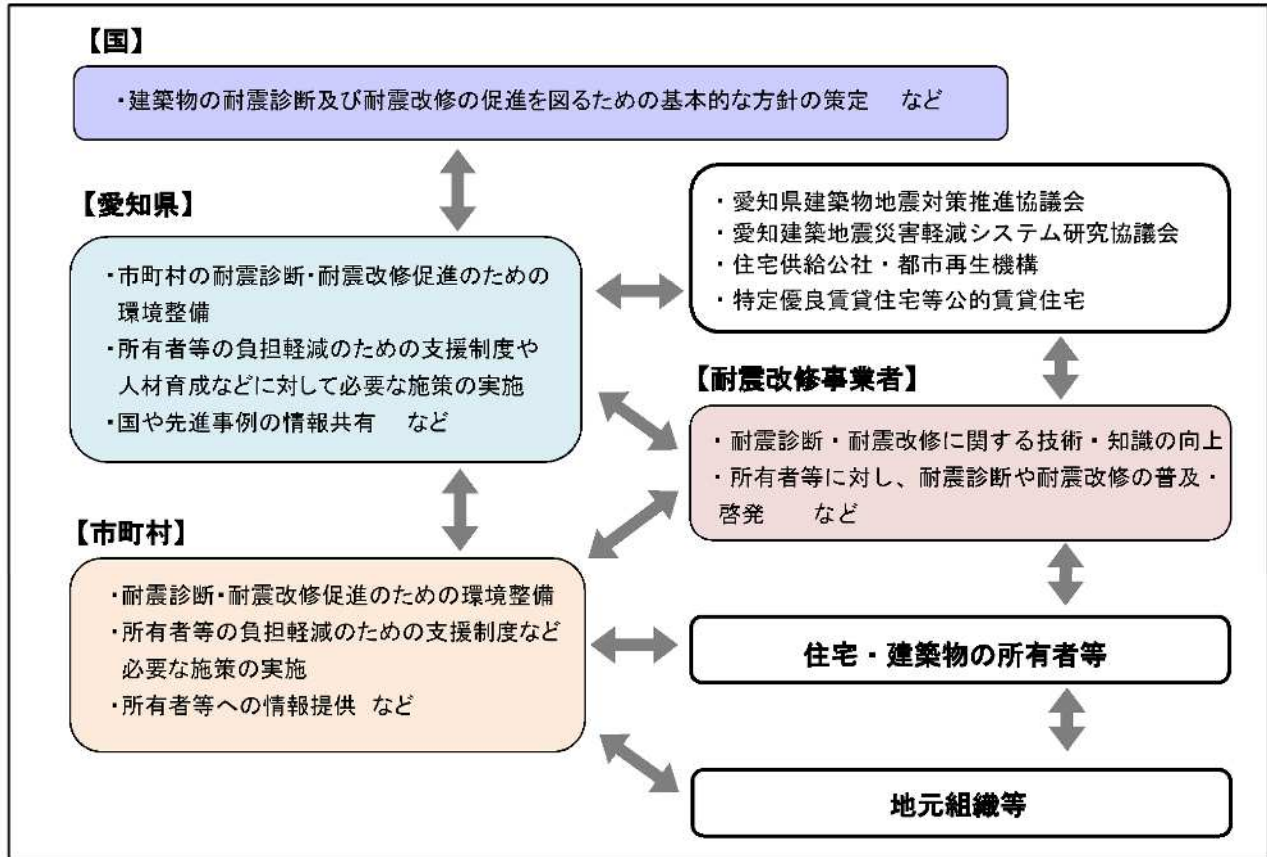
区分	対象	補助等内容
耐震	昭和56年5月31日以前の旧基準木造住宅で居住予定があるもの	無料
	愛知県要安全確認計画に記載されている指定避難所	耐震診断に要する費用または耐震診断補助事業の事業費1,000㎡以内の部分3,670円/㎡、1,000㎡超～2,000㎡以内の部分1,570円/㎡、2,000㎡超の部分1,050円/㎡のいずれか低額及び設計費等157万円
	昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の旧耐震基準の木造住宅 <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修 耐震診断で、判定値が1.0未満又は80点未満と診断された住宅 段階的耐震改修 耐震診断で、判定値が0.4以下または、40点以下と診断された住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修：100万円または工事費の80%を上限 段階的耐震改修： <ul style="list-style-type: none"> 1段階目...耐震工事費及び設計費の合計が60万円または工事費の80%のいずれか低額 2段階目...耐震工事費及び設計費の合計が40万円または工事費の80%のいずれか低額
	シェルター整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下のすべてを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅 障がい者または高齢者世帯 耐震診断の判定値が0.4または40点以下 1回目の耐震シェルター整備補助 過去に町が行う耐震改修補助等を受けていない 愛知県知事が認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 補助限度額： <ul style="list-style-type: none"> 30万円（対象経費が30万円を下回る場合は当該経費の額） 1戸当たり1台
	未耐震 取壊し	昭和56年5月31日以前の2階建て以下の木造建築物で、前年度（県要綱のため）に行った耐震診断で、総合判定値が1.0未満と診断された住宅
空き家	改修等耐震 <ul style="list-style-type: none"> 「空き家バンク」制度の登録住宅 美浜町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の補助を申請する者または住宅の断熱化若しくはバリアフリーに対応する工事を必要とする者 10年以上定住意思があるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修：10万円を上限 段階的耐震改修：5万円を上限 住宅の断熱化またはバリアフリー化：10万円を上限
	解体	個人所有の空き家等で1年以上使用されていない木造の特定空き家で事前に町が行う不良住宅判定で100点以上とされた建築物

耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本町は、国や県と連携し、改定計画で示している目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化・減災化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化・減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

【国・県・町・所有者等の役割分担】



計画達成に向けて

◆美浜町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化を緊急的に促進するため、今後も上記のような取り組みを継続するとともに、『住宅耐震化緊急促進アクションプログラム』を作成し、戸別訪問等を実施する等、住宅の耐震化に向け、より具体的で積極的な取り組みを行っていきます。『住宅耐震化緊急促進アクションプログラム』では、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し、対策を進めることとします。

◆都市の不燃化・防災空間の充実

都市における総合的な防災性を向上するため、住宅・建築物の耐震化だけでなく、不燃化や、道路・公園等の防災空間の充実を進めます。特に狭隘な道路が多く、木造住宅が密集するような地区を中心に、建築物の耐震化・不燃化の促進と併せ、延焼遮断機能・避難機能等としての道路・公園等の整備を検討していきます。

町の相談窓口：産業建設部都市整備課 場所：美浜町役場2F
TEL：0569-82-1111（代表）

美浜町建築物耐震改修促進計画(概要版)

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

TEL : 0569-82-1111 FAX : 0569-82-1208

編集・発行 産業建設部 都市整備課